

石川県以外の都道府県

制限対象地域

※全国的な感染拡大傾向から

政府は、5月11日まで改正新型コロナ特措法に基づく「まん延防止等重点措置」を宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県、沖縄県に対し適用し、更に「緊急事態宣言」を東京都、京都府、大阪府、兵庫県に発出しました。この状況下に鑑み、学園は、石川県以外の全ての都道府県を「制限対象地域」とします。なお、直近の感染状況により現行の「制限対象地域」を見直す場合がありますので、十分注意してください。

1. 教育活動の優先

- 対面授業の実施内容（対象学生・日程等）は、各学校が定めたとおりであり対面授業を優先した運営をお願いします。

2. 制限対象地域への出張等が許可された教職員

- 活動制限指針に従い、教員は1週間の在宅勤務、職員は1週間、執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。
- マスクの着用、三密の回避等の「新しい生活様式」を徹底し、人に会うことに感染リスクが伴うことを忘れずに慎重に行動してください。
- 訪問する地域が発表している行動制限を尊重してください。
- 感染リスクが高まるとされる「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」は行わないでください。
- 許可された出張等から帰着後は、活動制限指針の定めに従ってください。
- 既に許可されていた出張が制限対象地域となった場合、すみやかに取消の手続きを行って頂き、発生したキャンセル料等は学園が負担します。

3. 制限対象地域へ移動した学生

- 活動制限指針に従い、1週間のキャンパス立入を原則禁止します。
- 訪問する地域が発表している行動制限を尊重してください。

4. 制限対象地域からの来訪者等と接触

- 活動制限指針に従い、学生は1週間のキャンパス立入を原則禁止します。
- 活動制限指針に従い、教員は1週間の在宅勤務、職員は1週間の執り決めた感染防止対策を講じた勤務体制での執務を行う。

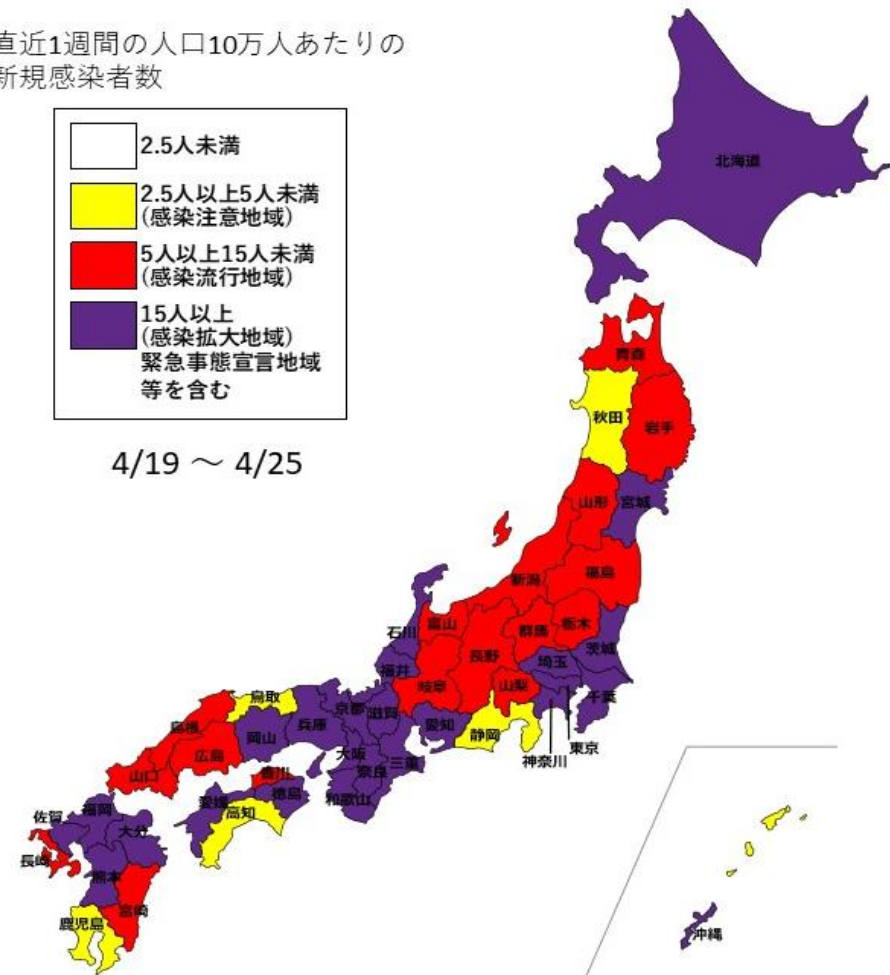
注記1. 当該期間に北陸3県で行われる課外活動については、事前に申請書（場所人数、内容、時間等）が提出され許可されたものは実施可能とする。

注記2. 当該期間に行われる学生募集活動等については別途取り扱う。

直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数



4/19 ~ 4/25



【参考】宮崎県が作成した「全国の感染状況について」（宮崎県HPより）